

第 2 2 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和7年4月11日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎5階農業委員会室に招集した。

出席委員（20名）

1 番 岡 田 幸 一	2 番 松 橋 裕 子	3 番 笹 沼 恭 一
4 番 市 村 正 司	5 番 安 藏 久 男	6 番 飛 田 信 広
7 番 小松崎 陽 子	8 番 一 木 克 昭	9 番 安 邦 弘
10 番 皆 川 晃	11 番 吉 澤 勇	12 番 大 圖 金 雄
13 番 軍 地 美 代	14 番 渡 邊 京 子	16 番 雨 貝 裕
18 番 高 安 幸 一	19 番 雨 谷 克 己	20 番 深 谷 泉
22 番 浅 井 紘 一	24 番 高 橋 基	

欠席委員（4名）

15 番 外 岡 健 寿	17 番 関 成一	21 番 今 関 征 一
23 番 加倉井 幸 夫		

事務局

事 務 局 長 吉 川 正 浩	次 長 岩 間 雅 徳
次 長 補 佐 海 野 尚 史	農 地 係 長 谷 津 知 一
農 地 係 塚 田 一 平	農 地 係 野 村 俊 貴

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取について
- 議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取について

2. 報告

- 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出に対する受理について
- 報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

て

報告第4号 制限除外の農地の移動届について

報告第5号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第6号 農地改良協議に対する同意について

会 議 の 概 要

事務局 皆様、おはようございます。

定刻前ではございますが、お時間をいただきまして、今回の定期異動によりまして農業委員会事務局の職員に異動がございましたので、紹介をさせていただきます。

お手元に人事異動についてという1枚の紙があると思うのですが、こちらをお目通し願います。

まず一番上から、こちらが3月31日付で、農政係の久米茂が定年退職になりまして、備考欄にもありますが、4月1日からは新たに水戸市農業公社の事務局長として赴任してございます。

変わります、転出者になります。こちらは、農政係長の横田朋典が水道部の浄水管理事務所に転出となつてございます。

変わります、転入者を紹介いたします。

まず、農政係長の阿部治憲でございます。こちらは、清掃事務所から転入してまいりました。

事務局 はい、皆様、お疲れさまです。

このたびの人事異動で清掃事務所から農政係長に着任いたしました阿部治憲と申します。いち早く仕事を覚えまして、皆様のお力になれるよう努力したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局 次に、農政係の小橋央樹でございます。文化交流課から転入してまいりました。

事務局 皆様、おはようございます。

文化交流課より異動してまいりました小橋央樹と申します。よろしくお願いいたします。

事務局 以上です。

今年度もこの新たなメンバーで皆様とともに地域農業の活性化に向けて努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では、改めまして、会長、開会をお願いいたします。

会 長 おはようございます。

本日は11日、本来ですと、もう桜は大体終わっている時期ですが、本当に今満開ですね。私は、個人的に桜が本当に大好きなんです。一番好きなのはヤマザクラで、ヤマザクラは、種類が多いだけに、ソメイヨシノよりは早く咲くのもあるし、それとま

た、ソメイヨシノが終わってからでもずっと咲いていますね。

そういう中で、旧岩瀬地区に二、三日前に行ってきたのですが、平沢地区と、それから磯部、もう最高の桜ですね。西の吉野、東の桜川と言われるくらい、どうやら約5万5,000本のヤマザクラが自生しているそうです。

それもこれも全て野鳥が広げてくれたのだそうです。ヤマザクラは寿命が長いというので、これからますます旧岩瀬地区はすばらしい景観が続くのではないかと思います。いるところであります。

そういう中で、今回は、この前もちょっと挨拶で触れたのですが、大変な自然発生の火災が起きております。大船渡は約3万ヘクタールが焼失し、それから、岡山、愛媛、これも雨のご利益で鎮火したわけで、今、広島や九州などでまた火災が発生しております。

そういう中で、先月の3月25日に、農地パトロールの情報を基にして、事務局から荒廃している農地の所有者宛に通達を発送したわけであります。しかし、皆様がどこに発送したか分からないと思いますので、これは、推進委員と農業委員に事務局からどこにこういう通達をしたと、その通達をしたその背景に、もう草刈りが始まったとか、あるいは、荒廃に対する何らかの対策がしてあるというのであればまだいいのですが、全然関知しないというような農家もあろうかと思うのです。

そういうところは、前も言ったように、農業委員会だけでは規制がかけられないということであれば、水戸市消防局、そして生活安全課、その3つの課で、さっき言ったような大惨事にならないために連携して対応していきたいと思います。今、遊休農地は、本当に住宅街の周りにあるもので、風向きによっては、もしそれに火が入ったら、住宅は燃えてしまいますよね。

ですので、遊休農地の対策は、農業委員会の務めだと思いますので、やっていきたいと思っております。

それから、新年会の席において、現体制での最終年度でありますので、2泊3日の研修にしたいという話をしました。北海道辺りに行きたいなということではありますが、本日総会が終わってから、具体的に日程も決まりましたので、半年前ではありますが、早めに予定を入れておいていただき、皆様には、ぜひともご協力をいただければと思っております。

本日は、皆様、大変お忙しい中の招集ということで、帰ってから大変な仕事があると思いますので、スピーディーに審議を進めたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。

議 長 それでは、ただいまから第22回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は20名、欠席委員は4名です。よって、過半数に達しておりますの

で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きまして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

（「議長一任」の声あり）

議長 ただいま議長一任の声がございましたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 それでは、異議なしと認め、議長より指名をさせていただきます。

20番の深谷泉委員、それから22番の浅井紘一委員、よろしくお願いします。

次に、審議総括表について事務局から説明をいたさせます。

事務局 第22回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が15件、農地法第4条の審議案件が2件、農地法第5条の審議案件が19件、土地現況証明が4件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が10件、農地法第4条の届出が3件、農地法第5条の届出が10件、制限除外の農地の移転届が3件、農地改良協議が1件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして68件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議長 議案に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見ができませんので、調査の上、代理発言を10番の皆川晃委員にお願いします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 議案の説明に入る前に、議案書についてご案内がございます。

議案書に併せて案内文も同封しておりましたが、今月の総会以降の議案第1号 農地法第3条の規定による許可についての地番の前方部に、その土地が地域計画内の場合には米印を記載させていただいております。新たに地域計画が策定されましたので、

把握しやすいように一部議案書の工夫をさせていただきました。

それでは、議案の説明に入ります。

第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第5項でございますが、契約内容は贈与であります。受人は、自宅に隣接し自家消費するため申請地を受贈し、耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨谷委員 19番、雨谷克己です。

この件に関しまして調査検討したところ、自給的農家ということで、自宅に隣接しておりますし、親が農業をしておりますので、指導と作業の協力をするということです。法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、契約内容は公売による落札であります。受人は、経営規模拡大のため申請地の公売に参加し落札したので、取得し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関して、調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、契約内容は公売による落札であります。受人は、経営規模拡大のため申請地の公売に参加し落札したので、取得し耕作したい旨の申請であります。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番、雨貝です。

この件に関して調査検討した結果、法令に照らし許可相当だと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたしますが、この案件は、16番、雨貝委員が関係しておりますので、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の制限の規定に基づき、一時退席とします。

(雨貝裕委員一時退席)

議 長 事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番の高橋です。

16番，雨貝委員の代理発言となりますが，調査検討した結果，法令に照らし許可相当としますので，ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

それでは，雨貝委員に着席を求めます。

（雨貝裕委員着席）

議 長 次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが，契約内容は売買であります。受人は自家消費するため，申請地を譲り受け，耕作したい旨の申請であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番の高橋です。

現地確認に行ったところ，一部に鉄板が敷いてあったり，杭が打ってあったりということで，確認しましたところ，国営事業の関係で，川又小泉地区の基盤整備で，ダンプカーで用土を運搬するときのダンプカーの待避所ということで，借地契約を国営の茨城事務所と一時的にしているということの確認が取れました。

もう一つは，自給的農家ということなのですが，この方は農家はやっていなかったのですが，川又町に親戚筋がありまして，農機具等，そこから借りて野菜等を作りたいということで，鉄板の敷いていないところから畑で野菜を作りたいということの確認が取れました。調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 24番の高橋です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 22番、浅井です。

調査検討の結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。15番、外岡委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当とのことです。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番、大圖です。15番、外岡委員の代理発言となります。

調査したところ、法令に照らし許可相当とのことです。皆様のご審議をよろしくお

願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願いいたします。

安委員 9番、安です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われます。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と史料されますが、農地法施行令第4条第1項第2号イの例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

雨貝委員 16番，雨貝です。

この件に関して調査検討した結果，法令に照らし許可相当だと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，住宅が連担している区域に近接し，宅地に囲まれた小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当とされますので，ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見ですので，異議なしと認め，許可と決定いたしますが，3,000平方メートル以上なので，県農業会議に諮問いたします。

次に，第2項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番、一木です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 4番、市村です。

この案件につきまして、調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第4項及び第5項は関連がありますので、まとめて上程いたします。

事務局 第4項及び第5項でございますが、同一事業でありますので、まとめてご説明いたします。契約内容は、第4項が使用貸借で第5項が売買であります。申請人は、電気工事業の役員をしておりますが、資材置場とする土地への道路が狭いため、通路を設置したい旨の申請でございます。申請地は、宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安委員 9番、安です。

この件につきまして調査検討した結果、法令に照らし許可相当であると思われますので、皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第8項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第9項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第9項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。説明は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第10項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第10項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから，農地区分は第2種農地と思料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第11項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第11項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，広がりのある農地であることから，第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番，皆川です。3番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果，法令に照らし許可相当と思われますので，ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第12項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

皆川委員 10番、皆川です。3番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第13項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第13項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、宅地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第14項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 5番，安藏です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、令和4年6月24日に特定建築条件付売買予定地として許可を受けて事業が進んでおり、農地転用事業としましては、計画された区画の全てに建物が建てられるまでが一連の事業となることから、許可を受けた土地の一部に新たな事業者が建売住宅を建てる目的で変更するため、承継を伴う事業計画変更願が提出され改めて議案とするものでございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。17番，関委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく

お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 11番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は、広がりのある農地であることから、第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思います。なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

飛田委員 6番，飛田です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われますので，皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第18項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第18項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見ををお願いいたします。

大圖委員 12番，大圖です。15番，外岡委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございます。異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第19項を上程いたします。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 第19項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は，公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから，農地区分は第2種農地と史料されます。なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答

を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

大圖委員 12番，大圖です。15番の外岡委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてを上程します。

事務局から説明をいたさせます。

事務局 それでは，事務局からご説明いたします。

議案第4号 土地現況証明願に対する承認についてでございます。

お手元にごございます資料別紙1をご覧ください。

第1項、元石川町の畑2,057平方メートルの土地につきまして，土地現況証明願があり，農業委員3名と事務局職員1名で現地調査をした結果，転用目的どおりであることを確認できましたので，証明を可とするものでございます。

続いて、第2項から第4項につきましても，同様に，転用目的のとおりでございましたので，証明を可とするものでございます。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが，ご意見，ご質問等がございましたら，願います。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは，承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，承認することに決定いたします。

次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 農政課、齋藤です。

説明の前に、農政課でも人事異動がございましたので、新しい係長をご紹介いたします。

事業担当課 宮内と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

事業担当課 それでは、お手元の資料別紙2をご覧ください。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（一括方式）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積等促進計画（一括方式）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積6万86平方メートル、畑が設定面積2,939平方メートル、設定者22名、取得者12名でございます。

賃借権等の設定日は令和7年6月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第5号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 ただいま、事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取につい

てを上程します。

事業担当課から説明をいたさせます。

事業担当課 お手元の資料別紙3をご覧ください。

それでは、議案第6号 農用地利用集積等促進計画（再転貸）案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和7年農用地利用集積促進計画（再転貸）案の集計表について内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定については、各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が設定面積ゼロ平方メートル、畑が設定面積1万5,170平方メートル、設定者2名、取得者2名でございます。

なお、設定者は、農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の設定日は、令和7年6月1日に予定されております。

また、個別の農用地利用集積等促進計画につきましては、次のページ以降に記載しておりますので、各自でご確認ください。

以上につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

議案第6号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしと回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで担当者は退席します。

（事業担当課退席）

議 長 次に、報告事項について、事務局から説明をいたさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の

届出とともに、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交付いたしました。

報告第4号、報告第5号、報告第6号につきましても資料のとおりでございます。
説明は以上でございます。

事務局 事務局からもう一件報告がございます。

資料は、別にお配りした別紙資料をご覧ください。

このたび、規定の改正及び制定がございましたので、その件についてご報告いたします。

個人情報保護法の改正に対応するため、水戸市において、水戸市長における個人情報の保護に関する規則の改正及び水戸市長における保有個人情報の安全管理のための措置に関する規定が制定されたことに伴いまして、当農業委員会についても規定の改正及び制定が必要になったため、水戸市農業委員会における個人情報の保護に関する規定の改正及び水戸市農業委員会における保有個人情報の安全管理のための措置に関する規定を会長専決にて制定いたしましたので、ご報告いたします。

まず、1ページをご覧ください。

こちら市規則の改正に合わせて、水戸市農業委員会における個人情報の保護に関する規定の一部改正を行いました。

主な内容につきましては、2条から5条を加えたものでございます。

こちらは、総括保護管理者、保護管理者、個人情報保護担当者、監査責任者を新たに定めるものでございます。

ページを返していただきまして、2ページに新旧対照表、3ページに改正後の規程文、4ページに市の改正文、5ページがその市の改正文の新旧対照表になりますので、こちらは後ほどお目通しください。

続いて、6ページをご覧ください。

水戸市農業委員会における保有個人情報の安全管理のための措置に関する規程を定めました。こちらは市の規程に合わせて定めたもので、内容についても市の規程を参照するものとなっております。

7ページから9ページに市の規程を参考に載せてございます。こちらの内容としましては、個人情報の安全管理のために必要な事項を定めたものとなっておりますので、内容については後ほどお読み取りください。

説明は以上でございます。

議 長 それでは、以上をもちまして、第22回総会を閉会いたします。

ご審議をいただきまして，ありがとうございました。

閉会 午前10時10分